

NVC Monthly

同好会ニュース

寝屋川映像同好会会報

第15号(20100820)

発行 竹田幸男



8月例会の開催

8月の例会はお盆を避けて第3金曜日の20日に開催。今年の記録的な猛暑にもかかわらず、今回の欠席は多少体調を崩された天野さんのみで、他の方は元気に参集されました。(例会の窓参照)

例会の窓

平成22年8月例会

日時：平成22年8月20日(金) 13:30
～ 16:30

場所：寝屋川市民活動センター 4階 こども室

出席：新井 石田 小笠原 梶本 田口 竹下 竹嶋 竹田 谷 田淵(10名)

欠席：天野(1名) / (50音順・敬称略)

例会次第

1. 各会員の最近の活動状況・情報交換

田口博史さんが当同好会に正式に入会されることになりました。

「第五小学校・学校図書館」をテーマに図書館活動を紹介する作品を作りたい。高学年の子供達が自らカメラを使ってシナリオも作って、作品に仕上げることをやらせようと考えている旨、入会に当たっての抱負を語られました。(来年4月完成目標とのこと)

(入会金 ¥ 3 , 0 0 0 と年会費半額の ¥ 1 , 5 0 0 を田淵さん収納)

天野さんが連日続く猛暑で体調を少し崩されて例会を欠席されました。
一日も早い回復を祈ります。

2 . 報告・連絡・協議事項

平野郷撮影会の件

- ・平野郷下見 (8 月 7 日 (土) 実施) の報告
小笠原さんと上辻さん (寝屋川市映像協会) が平野郷の映像資料館館長松村氏 (8 1 歳) を訪ね、取材と現地の視察・ビデオ撮影をして来た。
- ・小笠原さん撮影のビデオ視聴 (4 7 分 1 7 秒)
平野郷の歴史や現在の街づくりの様子がよくわかった。
- ・今後、映像協会とも相談してスケジュールを詰めて行くことにした。
撮影会の実施は映像協会側の行事が多く多忙のため、少し先になる見込み。

N V C M o n t h l y の記事筆者

- ・谷さんが終了したので、次は梶本さんが執筆担当。
以降、竹下・竹嶋・田淵・・・の順でお願い。(飛び入り歓迎)
- ・先号の石田さんの記事を見た方から石田さんに励ましの電話が入ったとのこと、嬉しいお便りです。

市民文化祭出品の件

- ・前回例会議事の通り竹下さん・新井さん・谷さんの計 3 作品を出品する。
(9 月 1 7 日締切 : 竹下さんに代表で手続きをお願い)

寝屋川市映像協会 第 7 回映像フェスティバル

- ・映像協会創立 4 0 周年を迎えての行事
 - ・ 9 月 2 6 日 (日) 1 3 : 0 0 ~ 於 : 寝屋川市立市民会館
- ぜひ参加し、ご覧ください。

その他

- ・今春 N V C を見られて差し入れをして頂いた由井さんに返礼をしたい。
竹田会長が文案作成し、竹嶋が発送手配をすることになった。
- ・ 4 月実施の岡山古町ひな祭りの撮影会の返礼もしたい。
田淵さんが撮影したデジカメの写真集 (アルバム 1 5 ページ) が完成。(田淵さんから先行してお届けする)
あと、会員各位のビデオ作品の早期完成を期待。
- ・寝屋川竹炭づくりの会の「竹炭づくり活動展」の案内
8 月 1 8 日 (水) ~ 3 0 日 (月) 於 : 松心会館 2 階ギャラリー

3. 作品映写

「イエローストン・マンモスホットスプリングスの巻」：10分 竹下さん。

(注) 寝屋川市民文化祭への出品作品の改良版
水音のレベルダウンを確認しOK。

「乗り物大好き おじょうちゃん」：10分10秒 竹下さん

(注) まだ試作の段階。作者の鉄道大好きのお孫さんを主演にインターネットから取り込んだ映像を入れたり、工夫しながら作っている。

「城壁」(改良版V.4)：9分27秒 竹田さん

出た意見：前回映写時より都市が増えている(計8か国)。作者が過去に撮り溜めたビデオシーンの多さに感心。

4. 次回例会

- ・ 9月10日(金) 13:30～ 於：市民活動センター4階こども室
- ・ ビデオカメラ担当：田淵さん。



瘋癲老人呻吟記

梶本英克

昔、誇りに思った自国の文化と歴史が、近年 左程魅力的でなくなり、先行きを暗澹と眺めるようになってしまったのはなぜだろう。歳を重ねて、よく分かっていなかった物事がよく見えるようになって、幻想が剥がれ落ちて、魅力を減らしたのだろうか。それとも、誇るに足ると思っていた、他国にない文化や歴史が光を失い、魅力が薄らいできたのだろうか。どうも以下の幾つかのキーワードで見ると 後者の 廃れゆく日本の伝統、文化が原因しているように思う。

「長幼の序」：年齢と実績不問の蔓延。経験主義の偏見的軽視。敬語も消滅。

「達人の評価」：間違った平等意識。誰でも長くやればできるとの熟練軽視。プロ意識の低下。警官の犯罪、教師の痴行、医師の加害、電車運転の定時運行維持放棄、アナウンサーの放言にプロ意識霧散が見える。技能五輪優勝の海外流出も。

「謙讓の美德」：我さきにと先行優位の意識。弱者庇護は自分の後。

「公平無私」：金、物 優先。あらゆる評価は金額基準と数値比較。如何なる無法も露見までは合法 の風潮。我利我利亡者徘徊す。

「礼節」：幕末期、異文化との遭遇時、揺るがぬ礼法で感銘を与えたとされる。最近では男子に屋内にて脱帽せざる者あり。食事時にさえ。海外旅行時、老いも若きも我流跋扈。無知蒙昧。

「危機回避能力」：車道を疾走する単車。車道側に子供の歩む親子連れ。

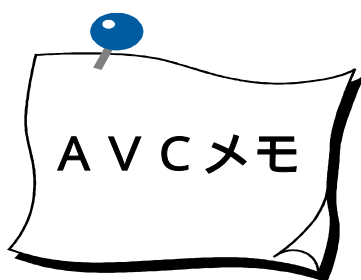
「万物に敬意を」：信仰はないが呪術には陥る。掌は合わせるが見返りを求める。

「自律・自制」：食欲、性欲、金銭欲、薬物依存。当今は欲望の趣くままに。

「内向」：ツイッター、ミクシー。自己表現、自己顕示。「外向」

総じて顧みると「金」「先行」「過去の排斥」がこの半世紀、日本を変えてきたようだ。

魅力ある国に戻れるだろうか。



著作権について

竹田 幸男

私たちの映像に関する創作と深く関わりある「著作権」について今回は考えてみましょう。著作権という言葉について、皆さんの中には、次の段階に考えたらいいものだ、という意識がまだ残っているように思います。たしかに「個人的にまたは家族的に楽しむ映像」という段階では、全く考えなくてもいい事です。しかし作品が「個人的」段階を離れて「不特定多数」の方に見て頂く段階では大いに関わってくる事柄です。

著作権法の第一条には「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」とあり、その第二条第1号には「著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」とあります。文化庁のHP（ホームページ）では、次のように解説しています。

「著作物について

著作権法で保護の対象となる著作物であるためには、以下の事項をすべて満たすものである必要があります。

(1) 「思想又は感情」を表現したものであること

- 単なるデータが除かれます。
- (2) 思想又は感情を「表現したもの」であること
 - アイデア等が除かれます。
- (3) 思想又は感情を「創作的」に表現したものであること
 - 他人の作品の単なる模倣が除かれます。
- (4) 「文芸，学術，美術又は音楽の範囲」に属するものであること
 - 工業製品等が除かれます。」

なお、詳しくは著作物の例示として第10条に、

「第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物**
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物」

とあり、七の映画の著作物が映像作品に該当すると考えます。

この著作権の存続期間は、著作権法51条により、下記のように規定されています。日本においてはベルヌ条約に忠実に死後50年間ですが、米国やEUでは70年、メキシコでは100年間もあり、今後長期化する可能性があります。

「第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。」

さらに文化庁のHPでは

「著作権，著作者人格権，著作隣接権は，著作物を創作した時点で発生します。権利を得るための手続は，一切必要ありません。」

とあります。即ち皆さんの映像作品は作品を作り上げた時点で発生しているのです。これが出願して登録しなければ効果が発生しない特許権などとは違う点です。

しかし皆さんは自ら著作権を発生させると同時に、この作品の中に他人の著作権も利用するという場面も発生します。たとえばBGMとして既成の音楽を利用するという場合です。

著作権には著作隣接権という用語があります。音楽で言えば作詞や作曲をした人には著作権が発生しますが、これらの音楽を編曲したり演奏したり、CDを作った人にこの権利が発生します。ですから古い曲で、作曲者の死後50(70)年を経過していても、それらの曲を編曲し、演奏し、録音したCDには著作隣接権が残っており、このCDを使うと著作権に引っかかるわけです。それでは自分で演奏したり、歌ったり作曲ソフトで演奏させたりすればいいか、というと、作曲者の死後50(70)年経っていないとか、作曲は古いが、編曲は新しいとか、その曲に歌詞を付けた人がまだ生きている、などなど、細かい点がいっぱいあります。

そういう意味では、「著作権フリー」と称して売っているCDなどを利用するのが早道でしょう。しかしこれらの素材でも用途が限られているもの、たとえば商業利用には追加の料金が要る、などの条件が付いたものもあり、利用の際は注意書きをよく見る必要があります。

しかし、皆さんが作品を作るとき、著作権フリーの音楽よりも、耳になじんだクラシック音楽や思い出のある映画音楽、心を揺さぶる最近はやりの楽曲等をBGMに使いたい、という思いがあるでしょう。我々の力量では場面に合わせた音楽を作曲して、演奏して・・・など、能力的にも経済的にも、とてもできるものではありません。つい皆さんの知っている音楽の魅力を利用して、その上に自分の映像世界を築いてみたい、という思いがあります。

この著作権による制約が最も顕著に出てくるのがコンテストです。多くのコンテストは「著作権問題がクリアされている」ことを応募の条件としています。これに引っかかると入賞できません。NHKなどが募集しているものでは「著作権があるものについては申し出ること」という但し書きがあります。これは恐らく優れた作品はNHKが著作権処理をしたうえで公表することでアマチュアの創作を後押ししてくれているのだと勝手に解釈しています。もう中止になりましたがビクター主催の東京ビデオフェスティバルにも同様の規定があったように記憶します。このように大きな財力をバックにした組織では出来ることが、小さな(格は高いかもしれないが金のない)コンテストではできないというもどかしさがあります。著作権という権利意識の高まりの風潮の中で、金のないアマチュアにもっと創作の助けになる救いの手をさしのべて欲しい。それが文化の底辺をかさ上げして、著作権法に謳う「もつて文化の発展に寄与することを目的とする」ことになるのではないかと切に思います。